

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	区内商店街の活性化に資する
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	区内商店街の活性化に資する
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	区内商店街の活性化のため、区が補助する必要がある
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	ポイントカード加盟店数が減少し、商店会の活性化がなくなり、消費者の購買意欲低下にもつながる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	定例の商店街関係者の会合等で周知を行っている
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	要綱に基づき適正に交付決定を行っている
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	B	その他の商店街向け補助金を使用できる可能性がある。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	区内商店街の活性化に資する
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	区内商店街の活性化に資する
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	商店街のポイントカード制度導入により、区民の購買の機会が増えている
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	地方自治法、文京区補助金等交付規則等に則った補助制度としている。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	商店会は商店街の発展及び活性化を図るため、事業を行っている。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	商店会における会計報告及び区への実績報告書提出によるチェックを行っている。

4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	2	2	1	2
決算(予算)額	76	462	156	354
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	76	462	156	354
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	補助対象者: 文京区商店街連合会			

5 課題及び今後の方向性

ポイントカード加盟店舗が拡大するように周知活動を強化するように促していく必要がある。